

○あま市給食用物資納入業者登録停止取扱に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、あま市給食用物資納入業者登録申請要領に基づき市が登録する物資納入業者の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために行う物資選定委員会に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の登録停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「登録停止」とは、有資格業者が一定の要件に該当するため、物資納入の契約の相手方とすることが不適当として、期間を定め、登録の対象から除外する措置をいう。

(登録停止決定)

第3条 登録停止は、物資選定委員会の意見を聴取し決定する。

(登録停止の要件及び期間)

第4条 有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、当該有資格業者に対して別表のいずれかに定めるところにより、期間を定め、登録停止を行う。また、「あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領」の規定により指名停止等の処分を受けた場合は、その内容に準じ登録停止を行う。

2 前項の場合において、登録停止の期間は、2年を超えることができない。

(登録停止期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって登録停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、前条及び前項の規定による登録停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、登録停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

3 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、前条及び第1項の規定による長期を超える登録停止の期間を定める必要があるときは、登録停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

4 登録停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前条及び前各項に定める期間の範囲内で登録停止の期間を変更することができる。

5 登録停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について登録停止を解除するものとする。

(登録の取消し)

第6条 登録停止を行った場合において、当該登録停止に係る有資格業者に対して業者選定しているときは、必要に応じて業者選定を取消すものとする。

(登録停止の通知)

第7条 登録停止若しくはその期間の変更又は解除を行ったときは、教育長は、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により登録停止の通知をする場合において、当該登録停止の事由が、市の発注した業務等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(記録)

第8条 登録停止、登録停止の期間の変更又は登録停止の解除を行ったときは、その決定内容を書面により記録しなければならない。

別表（第4条関係）

措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 登録申請時の提出された書類及び市が発注する給食用物資において、虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内
(登録申請要領厳守) 2 「あま市給食用物資納入業者登録申請要領」の「2. 登録条件」を過失等により厳守されていないと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上6箇月以内
(契約違反) 3 第2号に掲げる場合のほか、市発注の物資納入に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた給食飲食者への事故) 4 市発注の物資納入に当たり、食物等の安全管理の措置が不適切であったため、児童生徒等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上24箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注の物資納入に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故) 6 市発注の物資納入に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内